

不立ものニ而候。横地小平太・窪田與七郎を遣候。是非此節一忠節可仕候。當納を以成とも、又は末代知行成とも可遣候。若き者ども望有之時候。急々可馳走候。可成其心得者也。

天正九年 九月五日 利家 在印

奥郡百姓中

(この文書に越中より手出仕とあるを以て、之を天正十二年佐々成政と隙を生じたる時のことに擬するものあり。然れども文脈・日附共に前掲の三輪藤兵衛宛所の消息に類するを以て、等しく九年のこと、すべく、越中といふもまた上杉景勝の軍を意味するものと思はる。又薰墨集に之を五月九日とし、前田家御雜録に九月九日に作りたるは、共に轉寫の誤謬なるべし。)

九月六日。加賀の一向一揆藤丸勝俊越中に在り、上杉景勝の臣上條宜順に、急に景勝の出馬せん

ことを求む。

【上杉家文書】

一七〇九

端書無之候。以上。

乍恐令啓上候。仍爰元之儀、先以無事ニ御座候。可御心安候。就其自加越度々使者差下申候。今般上様之御出馬、火急ニ被出候様奉仰候由、拙者式に相心得可申上候由迄ニ御座候。左様ニ候へば於中郡日々働仕候而、度々得勝理申候。此等之趣可然之様ニ御披露奉仰候。猶自是以飛脚可申上候。恐惶謹言。

藤丸新介

天正九年 九月六日 勝俊 在判

上條様

參人々御中

(藤丸新介の守備地は越中中郡のうち何れなりしや明らかならず。)

九月八日。前田利家、鳳至郡道下村の逃散の百姓に、歸りてその業に就くべきを命ず。

【能登國古文書】

一七一〇

道下百姓等令逐電、所々に有之由候。然者地下人・長者・肝煎、早々可呼返候。萬一兎角申在所候者、急度可申付者也。

天正九年 九月八日 利家 在印

(備比) 八ヶ内道下之内

百姓中

九月十二日。佐久間盛政、後藤彌右衛門尉に、石川・河北兩郡の内參百石の地を扶持す。

【後藤文書】 石川郡 一七一一

爲堪忍分、石川・河北兩郡之内を以參百石渡遣畢。全知行不可有相違。但山林・野川等之儀者、可爲諸給人並之狀如件。

天正九年 九月十二日 盛政 在判

後藤彌右衛門尉殿

十月二日。織田信長、前田利家に、越前府中に

於ける所領を返上すべきを命ず。

【寸錦雜編】

一七一一

猶々府中其方要害並下々私宅とも、無異儀入念候而可相渡事肝要候也。

其方事、能登國並に知行に申付候條、越前國遣之知行之事は菅屋九右衛門ニ申付候。可成其意候。當年所務之儀は其方可申付候。來年より可相渡候。次ニ妻子之儀、急度其國に可引越候。不可有由斷候。爲其九右衛門は至越前近日差越候。可爲其意得者也。

天正九年 十月二日 信長 在印

前田又左衛門尉殿

(前田利家の能登に封ぜられたるは八月十七日の事に屬す。而して上掲の指令ありしに拘らず、府中は天正十一年四月に至るまで尙前田利長によりて保持せられたり。蓋しその命を改められたるなるべし。)

十月九日。前田利家、珠洲郡正院の百姓に、代官等の非分を訴へしむ。